

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月1日から同年10月1日まで
② 平成14年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は、当該期間に受領していた給与の額に見合った額となっていないので、給与の額に見合った正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初申立人が主張する28万円と記録されていたところ、平成9年5月30日付けで、同年3月1日に遡って19万円に引き下げられ、同年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち5人は、申立人と同様、平成9年5月30日付けで同年3月1日に遡って標準報酬月額の引下げが行われていることが確認できる上、当該同僚のうち1人は、「当時、申立事業所は赤字経営だった。」と述べている一方で、申立期間当時、申立人の報酬月額が標準報酬月額(19万円)に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立事業所の社会保険委員は、「申立期間当時の資料は何も残っていない。当時は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所(当時)から指導を受けたと聞いたことがある。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年5月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について同年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額については、28万円に訂正する

ことが必要である。

一方、申立期間②について、申立人から提出された給与明細書によれば申立人に支給された報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額より高額であることが確認できるものの、同給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）から算出された保険料額と一致していることが確認できる。

また、申立事業所は、「申立期間当時の資料は何も残っていないため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から42年3月までの期間及び43年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から42年3月まで
② 昭和43年4月

私は、A市B区役所から国民年金保険料の納付書が届き、同区役所の窓口で保険料を毎月納付していたにも関わらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和40年11月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月定期的に同区役所窓口で、保険料を納付していた。」と述べているが、申立人が申立期間当時居住していた同区役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、備考欄には「42. 10. 30 新規」の文字が確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は42年10月30日に払い出されたものと推認できる上、同被保険者名簿の納付記録欄を見ると、申立人の申立期間①及び②の保険料は未納となることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。